



山形県公報

平成29年6月23日(金)
第2855号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(危機管理課) ……659

### 告 示

○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……661

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立……………663
- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………664
- 資金管理団体の指定……………665
- 資金管理団体の届出事項の異動……………同

### 公 告

○特定調達契約に係る落札者の公告……………(河北病院) ……同

## 規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第32号

#### 山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月県規則第4号)の一部を次のように改正する。  
別表第1第1項を次のように改める。

#### 1 避難所及び応急仮設住宅の供与

##### (1) 避難所

- イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これらの建物を利用することが困難な場合は、野外での仮小屋の設置若しくは天幕の設営又はその他適切な方法により実施するものとする。
- ハ 避難所の設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、その額は、1人1日当たり320円以内とする。
- ニ 福祉避難所(高齢者、障がい者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの額に、当該地域において当該特別な配慮を行うために必要な通常の実費を加算する。
- ホ 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等のため、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与する。

へ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅（住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに対し、建設して供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものをいう。）

イ 建設型仮設住宅

(イ) 設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、この限りでない。

(ロ) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定するものとし、その設置のために支出する費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費とし、その額は、5,516,000円以内とする。

(ハ) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した戸数がおおむね50戸以上の場合は、居住者の集会等に利用するための施設を、当該戸数が50戸未満の場合は、戸数に応じた小規模な当該施設を、それぞれ設置できるものとする。

(ニ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業をいう。）等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できるものとする。

(ホ) 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(ヘ) 供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

(ト) 供与の終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費とする。

ロ 借上型仮設住宅

(イ) 1戸あたりの規模は、イ(ロ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

(ロ) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、これを提供するものとする。

(ハ) 供与できる期間は、イ(ハ)に準ずる。

別表第1第2項第1号イ中「、住家に被害を受けて」を「又は住家への被害若しくは災害により現に」に改め、「及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者」を削り、同号ハ中「として」を「とし、その額は、」に、「1,110円」を「1,130円」に改め、同号ニただし書を削り、同表第3項第1号中「半焼又は」を「半焼、」に、「船舶の避難」を「全島避難」に、「又は損傷し」を「し、又は損傷する等して使用することができず」に改め、同項第3号中「の範囲内」を「以内」に、「及び冬季」を「及び冬季（10月から翌年の3月までの期間をいう。以下同じ。）」に改め、同号イの表中

|        |        |        |   |        |        |        |                |
|--------|--------|--------|---|--------|--------|--------|----------------|
| 円      | 円      | 円      | を | 円      | 円      | 円      | に改め、同別表第6項第2号中 |
| 34,900 | 41,800 | 53,000 |   | 34,900 | 41,800 | 52,900 |                |
| 55,000 | 64,300 | 80,900 |   | 54,900 | 64,200 | 80,800 |                |

「576,000円」を「574,000円」に改め、同表第7項第3号中「範囲内の額」を「額以内」に改め、同表第8項第1号中「又は損傷し」を「し、又は損傷する等して使用することができず」に改め、同項第3号中「の範囲内」を「以内」に改め、同号ロ中「4,300円」を「4,400円」に、「4,600円」を「4,700円」に、「5,000円」を「5,100円」に改め、同表第9項第3号中「210,400円」を「210,200円」に、「168,300円」を「168,100円」に改め、同表第11項第2号中「支出できる」を「支出する」に、「1世帯当たり134,800円以内」を「その額は、市町村内において障害物の除去を行つた1世帯当たりの平均額が135,100円以内の場合において、当該除去に要した費用の額」に改め、同表第12項第1号イを次のように改める。

イ 被災者の避難に係る支援

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県災害救助法施行細則別表第1第1項第2号イ(ロ)、同表第2項第1号ハ、同表第8項第3号ロ及び同表第11項第2号の規定は、平成29年4月1日から適用する。

**告 示**

**山形県告示第461号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年6月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 山形もがみ農業協同組合  
 代表理事組合長 阿部 直人  
 最上郡大蔵村大字清水1414
- 2 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類              |     |            | 変更年月日      |
|-------------------------------------------|-----|------------|------------|
| 変更前                                       | 変更後 | 備考         |            |
| 西嶋 信一<br>最上郡戸沢村大字古口110-10<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 平成29年6月12日 |
| 吾孫子 昌弘<br>最上郡最上町大字富沢1366-3<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |            |            |
| 加藤 喜与美<br>最上郡戸沢村大字神田987-2<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |            |            |
| 佐藤 真司<br>最上郡鮭川村大字庭月2883-2<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |            |            |
| 高橋 稔<br>最上郡鮭川村大字石名坂9<br>玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左 |            |            |
| 五十嵐 久悦<br>最上郡大蔵村大字赤松750-3<br>玄米、大豆、そば     | 同 左 |            |            |
| 石山 賢一<br>新庄市石川町122<br>玄米、大豆、そば            | 同 左 |            |            |
| 野尻 典佳<br>最上郡鮭川村大字中渡1172-1<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |            |            |
| 五十嵐 孝<br>最上郡鮭川村大字庭月1049<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |            |            |
| 八鍬 広美<br>新庄市城西町6-62-512<br>玄米、小麦、大豆、そば    | 同 左 |            |            |
| 伊藤 悟<br>最上郡戸沢村大字名高1593-82<br>玄米、大豆、そば     | 同 左 |            |            |

|                                                |                                 |  |
|------------------------------------------------|---------------------------------|--|
| 後藤 陽一<br>新庄市城西町6-62-609<br>玄米、大豆、そば            | 同 左                             |  |
| 荒木 哲男<br>最上郡鮭川村大字中渡827<br>玄米、大豆、そば             | 同 左                             |  |
| 川田 昭一<br>最上郡鮭川村大字庭月2947<br>玄米、大豆、そば            | 同 左                             |  |
| 八楯 重孝<br>新庄市城南町9-21<br>玄米、そば                   | 同 左                             |  |
| 安彦 浩二<br>最上郡鮭川村大字曲川223-4<br>玄米、そば              | 同 左                             |  |
| 野尻 義正<br>最上郡戸沢村大字松坂1721<br>玄米、そば               | 同 左                             |  |
| 斉藤 美弥<br>最上郡大蔵村大字赤松1628-2<br>玄米、大豆、そば          | 同 左                             |  |
| 矢口 圭介<br>最上郡戸沢村大字松坂364-7<br>玄米、大豆、そば           | 同 左                             |  |
| 柿崎 義隆<br>新庄市五日町1251-1メゾネット彩<br>6号室<br>玄米、大豆、そば | 同 左                             |  |
| 黒木 敬<br>最上郡鮭川村大字京塚1097<br>玄米、大豆、そば             | 同 左                             |  |
| 早坂 一紀<br>最上郡大蔵村大字合海788-4<br>玄米、そば              | 同 左                             |  |
| 阿部 輝喜<br>最上郡戸沢村大字角川1455-5<br>玄米、そば             | 同 左                             |  |
|                                                | 大友 賢吾<br>最上郡戸沢村大字津谷20<br>玄米、そば  |  |
|                                                | 渡部 大祐<br>新庄市大字飛田527<br>玄米、そば    |  |
|                                                | 矢口 誠<br>最上郡鮭川村大字京塚1096<br>玄米、そば |  |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成29年6月23日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称      | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地    | 公職の種類（第1号） | 公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号） | 届出年月日           |
|--------------|--------|----------|---------------|------------|-----------------------|-----------------|
| あすの未来をさずく寛政会 | 荒井 寛   | 田中俊道     | 山形市成沢西1丁目9番5号 | 衆議院議員      | 荒井寛、衆議院議員             | 平成<br>29. 1. 11 |

- 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地    | 公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号） | 届出年月日           |
|------------|--------|----------|---------------|-----------------------|-----------------|
| あらい寛を支援する会 | 安部政昭   | 長岡 悟     | 山形市成沢西一丁目9番5号 | 荒井寛、衆議院議員             | 平成<br>29. 4. 13 |

- 3 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称       | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地    | 届出年月日          |
|---------------|--------|----------|---------------|----------------|
| 対話で鶴岡を元気にする会  | 皆川 治   | 佐藤英成     | 鶴岡市森片37       | 平成<br>29. 4. 7 |
| 皆川治後援会        | 五十嵐良二  | 佐藤英成     | 鶴岡市森片37       | 同              |
| とがしさとる君を応援する会 | 富樫 覚   | 富樫しのぶ    | 酒田市東泉町6丁目6-9  | 同<br>5. 12     |
| 佐藤まさや後援会      | 菅原由明   | 富樫松夫     | 鶴岡市道形町8番4号    | 同<br>5. 18     |
| 後藤しょういち後援会    | 齋藤清喜   | 大井秀一     | 酒田市中牧田字谷地44の1 | 同<br>5. 22     |

#### 山形県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成29年6月23日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 異動事項       | 内 容            |                  | 異動年月日           |
|------------|--------|------------|----------------|------------------|-----------------|
|            |        |            | 新              | 旧                |                 |
| 自由民主党中山町支部 | 鈴木徹雄   | 主たる事務所の所在地 | 東村山郡中山町大字金沢2番地 | 東村山郡中山町大字長崎449-1 | 平成<br>29. 3. 25 |
|            |        | 代表者の氏名     | 鈴木 徹 雄         | 渡 邊 雅 弘          |                 |
|            |        | 会計責任者の氏名   | 斉 藤 真 一        | 鈴 木 徹 雄          |                 |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名 | 異動事項       | 内 容                |                      | 異動年月日           |
|-----------------|--------|------------|--------------------|----------------------|-----------------|
|                 |        |            | 新                  | 旧                    |                 |
| 全日本不動産政治連盟山形県本部 | 河合敬之   | 代表者の氏名     | 河 合 敬 之            | 高 梨 秀 幸              | 平成<br>28. 8. 31 |
|                 |        | 主たる事務所の所在地 | 山形市松波四丁目1番15号-6    | 山形市松波1丁目15-7         | 同<br>10. 28     |
| 山形県社会保険労務士政治連盟  | 板垣博之   | 主たる事務所の所在地 | 山形市香澄町3-2-1 山交ビル8階 | 山形市あこや町2-3-1 錦産業会館2階 | 同<br>12. 22     |
| いとう護国後援会        | 片桐謙二   | 会計責任者の氏名   | 伊 藤 信 一            | 後 藤 孝 二              | 同<br>29. 3. 24  |
| 山形県木材産業政治連盟     | 阿部 昭   | 会計責任者の氏名   | 鈴 木 健 治            | 大 隅 尚 行              | 同<br>4. 1       |
| 吉田大成と刷新の会       | 吉田大成   | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市海老島町11-27       | 酒田市みずほ2-17-3-B       | 同<br>4. 10      |
| 佐藤孝弘後援会         | 佐藤孝弘   | 主たる事務所の所在地 | 山形市宮町3-10-25       | 山形市あこや町1-7-19        | 同<br>4. 11      |
| 山形県商工青年政治連盟     | 竹田良則   | 代表者の氏名     | 竹 田 良 則            | 渡 辺 剛                | 同<br>4. 26      |
|                 |        | 会計責任者の氏名   | 森 道 彦              | 竹 田 良 則              |                 |
| 進藤あきら後援会        | 荒生正志   | 代表者の氏名     | 荒 生 正 志            | 丸 藤 亮                | 同<br>5. 10      |

## 山形県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成29年6月23日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称         | 代表者の氏名  | 解散年月日       |
|-----------------|---------|-------------|
| 自由民主党山形県東根市第三支部 | 青 柳 信 雄 | 平成28. 12. 1 |

|                    |      |              |
|--------------------|------|--------------|
| 自由民主党山形県参議院選挙区第二支部 | 月野 薫 | 平成28. 12. 31 |
|--------------------|------|--------------|

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日        |
|---------|--------|--------------|
| 加藤統一後援会 | 早坂 剛   | 平成28. 12. 31 |

山形県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成29年6月23日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称    | 主たる事務所の所在地    | 指定年月日       |
|-----------------------|-------|--------------|---------------|-------------|
| 荒井 寛                  | 衆議院議員 | あすの未来をきづく寛政会 | 山形市成沢西1丁目9番5号 | 平成29. 1. 10 |
| 皆川 治                  | 鶴岡市長  | 対話で鶴岡を元気にする会 | 鶴岡市森片37       | 同 4. 7      |

山形県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成29年6月23日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 内 容          |                | 異動年月日       |
|------------------|-----------|------------|--------------|----------------|-------------|
|                  |           |            | 新            | 旧              |             |
| 吉田大成             | 吉田大成と刷新の会 | 主たる事務所の所在地 | 鶴岡市海老島町11-27 | 酒田市みずほ2-17-3-B | 平成29. 4. 10 |

**公 告**

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年6月23日

山形県立河北病院長 多田 敏彦

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県立河北病院総合医療情報システム更新等業務 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立河北病院医事経営相談課 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地  
電話番号0237(73)3131
- 3 落札者を決定した日 平成29年5月24日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本事務器株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区中央四丁目10番3号 仙台キャピタルタワー12階
- 5 落札金額 70,740,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成29年4月14日